

第5章

高齢者への支援

高齢者の健康福祉

本市における総人口は平成 10(1998)年 290,754 人で、そのうち高齢者人口（65 歳以上）は、38,509 人、総人口の 13.24% であったものが、令和 7 年 4 月 1 日現在には、80,230 人、総人口の 26.13% に達し、今後も高齢化がますます進行するものと見込まれています。

また、人口構造の大きな変化やひとり暮らし高齢者の増加、地域コミュニティの弱まりといった、これまでの高齢者をとり巻く社会環境に大きな変化が生じ、これらに伴い社会保障関係経費が増大するとともに、今後さらに新たな課題への対応が求められることが予想されています。

このような中、本市では、「高齢者いきいき福祉計画」に基づき、支援や配慮が必要な方も、お元気に地域で活躍されている方も、すべての高齢者お一人お一人を支援、応援する取り組みを進め、「いくつになっても自分らしく地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」を目指してまいります。

1 高齢者人口の推移

(各年 4 月 1 日現在)

年 度	総 人 口 [人]	60 歳 以 上 [人]	総 人 口 に 占 め る 60 歳 以 上 [%]	65 歳 以 上 [人]	総 人 口 に 占 め る 65 歳 以 上 [%]	70 歳 以 上 [人]	80 歳 以 上 [人]	90 歳 以 上 [人]	ひとり暮らし 高齢者台帳 登録者数 [人]
平成 24	293,273	87,830	29.94	63,731	21.73	45,283	15,834	2,504	7,767
平成 25	296,211	89,899	30.35	67,432	22.76	47,637	16,995	2,677	7,834
平成 26	296,720	91,135	30.71	70,502	23.76	49,603	17,811	2,852	7,915
平成 27	297,341	91,974	30.93	73,018	24.56	50,960	18,635	3,058	8,033
平成 28	297,693	92,815	31.18	75,036	25.21	51,640	19,770	3,305	8,039
平成 29	298,878	93,314	31.22	76,460	25.58	53,257	20,653	3,521	8,158
平成 30	301,199	93,972	31.20	77,677	25.79	56,145	21,790	3,755	8,031
令和元	302,965	94,736	31.27	78,612	25.95	58,815	22,401	3,946	8,430
令和 2	303,587	95,246	31.37	79,219	26.09	61,015	23,119	4,185	8,601
令和 3	304,189	95,876	31.52	79,741	25.23	62,600	24,234	4,442	8,720
令和 4	304,838	96,411	31.63	79,938	26.22	63,681	25,781	4,746	8,799
令和 5	305,861	96,829	31.66	80,045	26.17	64,305	26,925	5,030	8,818
令和 6	306,821	97,453	31.76	80,262	26.16	64,707	27,944	5,226	8,811
令和 7	307,094	98,134	31.96	80,230	26.13	64,742	28,408	5,374	8,853

2 高齢者の生きがい推進事業

(1) 高年クラブの育成事業

高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保険福祉の向上に資することを目的として、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である高年クラブに運営助成をしています。

(助成実績)

区分 年度	適合高年クラブ		中規模高年クラブ		小規模高年クラブ	
	高年 クラブ数	会員数 (人)	高年 クラブ数	会員数 (人)	高年 クラブ数	会員数 (人)
令和 2	170	7,596	3	79	4	55
令和 3	156	6,799	4	104	5	69
令和 4	158	6,702	2	50	4	64
令和 5	151	6,310	3	79	5	90
令和 6	132	5,507	8	215	6	72

適合高年クラブ 会員数 30 名以上

中規模高年クラブ 会員数 25 名以上 30 名未満

小規模高年クラブ 会員数 10 名以上 25 名未満

小学校区年齢別人口及び高年クラブ一覧表

(令和7年3月31日現在)

小学校区	60歳以上 (※1)	適合高年クラブ		中規模高年クラブ		小規模高年クラブ	
		高年 クラブ数	会員数 (人)	高年 クラブ数	会員数 (人)	高年 クラブ数	会員数 (人)
松が丘	4,034	1	38	0	0	0	0
松が丘南		0	0	0	0	0	0
朝霧	4,200	9	402	0	0	0	0
人丸	4,905	2	98	1	26	0	0
中崎	2,505	6	197	0	0	0	0
明石	3,331	2	101	0	0	4	88
大観	2,454	7	282	0	0	1	22
王子	2,493	0	0	1	25	1	10
林	3,215	5	181	1	25	1	13
藤江	4,870	9	365	0	0	0	0
貴崎	2,238	1	63	0	0	0	0
花園	2,978	5	188	0	0	0	0
和坂	2,726	6	216	0	0	1	17
鳥羽	3,253	5	210	0	0	0	0
沢池	3,092	5	234	1	27	1	24
大久保	3,369	5	197	1	29	0	0
大久保南	4,474	4	135	0	0	0	0
高丘東	2,708	4	224	0	0	0	0
高丘西	3,526	3	156	0	0	0	0
山手	4,228	3	113	0	0	0	0
谷八木	2,644	2	76	0	0	0	0
江井島	5,029	7	259	0	0	0	0
魚住	4,044	4	166	0	0	0	0
清水	4,294	5	227	1	29	1	19
錦が丘	2,889	4	145	0	0	0	0
錦浦	4,831	4	142	0	0	0	0
二見	2,824	2	76	2	52	0	0
二見北	4,102	2	72	0	0	0	0
二見西	2,878	4	167	0	0	0	0
合計	98,134	116	4,730	8	213	10	193

※1については令和7年4月1日現在

・ 高年クラブ連合会助成事業

高年クラブの連合団体である明石市高年クラブ連合会に運営助成し、
単位高年クラブが行う活動の連携や、より一層の活性化を図っています。

[事務局] 明石市相生町2丁目7-12 明石市高年クラブ連合会

(2) 高齢者スポーツ大会開催事業

高年クラブ連合会に委託して、市内のおおむね 60 歳以上の高齢者がスポーツを通じて、健康の増進を図るとともに、相互の親睦を深めるため、小学校区ごとにチームを編成し、春・秋の 2 回開催しています。

大 会 名	令和 6 年度 参加延人員(人)
輪 投 げ 大 会	310
ペ タ ン ク 大 会	186
グラウンドゴルフ大会	720
ターゲットバードゴルフ大会	71

(3) 高齢者パスポート交付事業

市内居住の 65 歳以上の高齢者に、市内の公共施設や商店等に提示することにより、無料や割引等の特典を受けることができる「シニアいきいきパスポート」を交付しています。パスポートには、外出先などで急病等になった時のための緊急連絡先などが記入できます。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付者数(人)	3,825	3,622	3,746	3,955	3,932

(4) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1 月 1 日から引き続き市内在住で、4 月 1 日現在、75 歳以上の高齢者の健康の保持増進に寄与するため、保険診療以外のはり・きゅう・マッサージ施術を受けたとき、1 回につき 1,000 円（1 人 4 回まで）を助成しています。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
交付枚数(枚)	8,016	7,484	7,436	7,740	8,664

(5) 敬老優待乗車券交付事業

市内在住で、4 月 1 日現在、70 歳以上の高齢者に対し、バス共通寿優待乗車証と寿タクシー利用券（2,000 円相当）をセットで交付しています。（ただし、寿タクシー利用券については、1 月 1 日から引き続き市内在住の方に限る）他の優待制度との併用はできません。

（単位：人）

年 度	対象者数	バス共通 寿優待乗車証	寿タクシー 利用券
令和 2	65,980	54,949	55,718
令和 3	67,832	56,248	56,776
令和 4	67,320	57,744	58,592
令和 5	67,859	58,587	59,488
令和 6	68,108	59,547	60,573

(6) シルバー人材センター運営補助事業

健康で働く意欲のある 60 歳以上の高齢者を対象に、長年培った経験や技能を活かし、自らの健康を保持しながら地域社会に積極的に参加していくことができるよう、就業機会の提供等を行う、一般社団法人明石市シルバー人材センターの運営を支援しています。

(一社)明石市シルバー人材センター

〔所在地〕明石市船上町 5-2 TEL 078-922-5000

(7) 敬老会開催補助事業

高齢者に対し敬老の意を表し、長寿を祝福するため、校区（地区）まちづくり協議会等が開催する敬老会に補助金を交付しています。

(8) 長寿写真贈呈事業

市内に居住する 80 歳の高齢者の傘寿を祝して、希望者に長寿写真を撮影し、贈呈しています。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
撮影人数(人)	1,041	1,298	1,323	1,255	1,335

(9) 敬老見守り訪問

7月 31 日現在市内に居住し、9月 15 日現在 77 歳の人に 5,000 円、88 歳の人に 10,000 円、100 歳の人に 30,000 円の敬老祝い金を訪問して本人に直接支給することにより、安否確認および見守り支援につなげています。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
支給人数(人)	4,785	4,948	4,210	3,972	5,969

(10) 市内公衆浴場等の割引

健康増進と地域とのふれあいを図るため、65 歳以上の高齢者に対し、毎週木曜日に、市内の公衆浴場等で 1 回 230 円の自己負担で利用できたり、100 円割引で利用することができます。

3 介護や支援が必要な要配慮高齢者のために

65 歳以上で認知症などの要介護状態の高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に種々の援護施策を進めています。

(1) 日常生活用具給付事業

65 歳以上で認知症などの要介護状態のひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器等の日常生活用具の給付を行います。（所得制限あり）

(単位：台)

年度 種目	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
電磁調理器	12	12	8	17	20
火災警報器	12	6	2	3	5
自動消火器	12	7	1	4	4

(2) 福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認及び緊急時の連絡のため、電話のない方に対し、電話機の貸与及び設置工事費の補助を行います。(所得制限あり)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
貸与件数(件)	39	38	36	21	17

(3) 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者や重度身体障害者、高齢者世帯でねたきり高齢者を抱える介護者等を対象に、緊急時にボタン一つで受信センターへ通報する緊急通報発信装置（安心コール）を貸与します。

(3月31日現在)

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
貸与件数(件)	575	565	565	567	577

(4) 友愛訪問（高齢者に関する相談・支援）

ひとり暮らし高齢者宅へ訪問することにより、高齢者の孤独感を和らげるとともに安否の確認を目的として実施します。

① ひとり暮らし高齢者実態調査

民生委員・児童委員が、65歳以上のひとり暮らし高齢者の実態を調査します。

② 友愛訪問

民生委員・児童委員が、各種相談や社会参加を促し、高齢者自身の孤独感を和らげることを目的として、65歳以上のひとり暮らし高齢者宅へ隨時訪問します。

(5) 安否確認事業（地域見守りあんしんプロジェクト）

75歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認と健康増進を図るため、見守りサポーター（社会福祉協議会の職員）が家庭訪問し、飲料を手渡しで配付します。(月1回訪問)

※令和4年度までは兵庫ヤクルト販売（株）、令和5年度からは社会福祉協議会へ事業委託にて実施。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数(人)	4, 389	4, 379	4, 294	4, 430	3, 993

また、令和 5 年度中より独居高齢者だけでなく、認知症の人や老老世帯、障害や精神疾患を持つ人、ひきこもり世帯など地域で不安を抱えながら生活する人に対しても配布対象を拡大し、見守りサポーターが定期的に家庭訪問する中で、適時に地域総合支援センターや行政の担当部署へ情報提供を行い、支援に繋いでいくパイロット事業を開始した。

令和 6 年 6 月より対象地域を絞って実施していたパイロット事業から「地域見守りあんしん訪問」という事業名称に改め、市内全域に配布対象を拡大している。

年度	令和 5	令和 6
利用世帯数(世帯)	9	61

(6) 高齢者等住宅改造費助成事業

日常生活に介護を要する高齢者や障害者に対して、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、住宅を改造する費用を助成します。（所得制限あり）

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
件数(件)	71	92	101	60	66

(7) ふれあい会食事業

高齢者の孤食と閉じこもり予防を目的として、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者世帯を対象に、1 食 400 円の自己負担で月 2 回の会食を実施します。

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用者数(人)	370	369	325	317	371
延べ食数(食)	3, 261	4, 493	4, 407	4, 617	5, 165

(8) 介護用品の支給

在宅ねたきりや認知症高齢者（要介護認定「要介護 3～5」の方）を介護する家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の支給を行います。（所得制限あり）

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
支給者数(人)	154	182	211	243	229

(9) 通院支援事業

介護保険の要介護1以上で、一般の公共交通機関を利用する事が困難な在宅の65歳以上の高齢者に対して、通院のためのタクシー利用券を交付します。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
交付者数(人)	913	916	971	938	922

(10) 高齢者短期入所生活介護（ショートステイ）事業

社会適応の困難な高齢者が養護老人ホームに短期間（原則7日以内）入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。

実施施設	養護老人ホーム	令和7年4月1日現在
高岡園	(明石市大久保町大窪 2603-208)	
明石愛老園	(明石市魚住町錦が丘2丁目6-8)	
鶴林園	(加古川市志方町細工所 1086)	
楽久園	(多可郡多可町八千代区俵田 111-27)	
栗栖の荘	(たつの市新宮町平野荒神山 692-32)	

(11) 家族介護手当支給事業

65歳以上のねたきり高齢者や認知症高齢者（要介護認定「要介護4・5」の方）を介護保険等のサービスを利用せず、在宅で介護する人に精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、年額100,000円の介護手当を支給します。（支給要件あり）

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数(人)	2	2	2	1	1

(12) 高齢者特別給付金支給事業

国民年金制度上、国籍要件のため年金の受給資格を得ることができなかつた外国人等、年金制度の有する被保険者資格の理由により老齢年金等を受給できない高齢者に対し、特別給付金を支給します。

(13) 居場所検索用端末機の貸与

行方不明のおそれのある認知症高齢者を介護する家族に居場所検索用端末機を貸与し、認知症高齢者の居場所の早期発見を図ります。

(14) 認知症カフェ助成金交付

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症カフェを運営する団体に対して運営費の一部を助成しています。

(15) オレンジサポーター養成講座（認知症サポーター養成講座）

講師となるキャラバン・メイトが市内各地に出向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する「オレンジサポーター」を養成しています。

(16) 認知症早期支援事業

認知症の早期診断、早期対応を図るため、65歳以上の方にチェックシートを提出してもらい、認知機能低下の疑いがある人に対して、医療機関での認知症診断にかかる受診費用を全額助成しています。

(17) 認知症あんしんプロジェクト事業

医療機関で認知症と診断され、在宅で生活している方に対して、1人あたり20,000円の認知症サポート給付金を給付しています。さらに、認知症サポート給付金の給付を受けた人に、あかしオレンジ手帳（認知症手帳）及びあんしんチケット（あかしオレンジ弁当券・寄り添い支援サービス券・お試しショートステイ券）の交付を行い、認知症の人やその家族の介護の負担軽減を図るとともに、包括的・継続的支援を展開しています。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数(人)	2,493	391	354	346	361

(18) 高齢者補聴器購入費助成事業

難聴により生活に支障が生じている65歳以上の方（聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方）に対して、新たな補聴器の購入費用の一部（上限20,000円）を助成しています。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
受給者数(人)	222	370	397	385

(19) みんなの給食事業

高齢者の社会的孤立の防止や食に対する楽しみを持つもらうことを目的として、65歳以上の高齢者を対象に月1回程度、中学校区コミュニティ・センターで昼食（中学校給食）を提供しています。（1人400円）

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
開催回数(回)	31	41	143	147	141
参加者数(人)	251	280	1,008	1,213	1,313

4 高齢者の健康を守るために

(1) 高齢期移行者医療費の助成

65～69歳の方に、医療費の一部（保険診療の自己負担分から一部負担金を

控除した額）を助成しています。

対象となる方は、市民税非課税世帯（世帯主及びすべての世帯員に市民税が課税されていない世帯）に属し、世帯員全員に所得がない方（公的年金収入 80 万円以下かつ所得なし）。又は市民税非課税世帯に属し、本人の公的年金収入とその他の所得の合計が 80 万円以下で要介護 2 以上の認定を受けられている方です。

（2）高齢重度障害者医療費の助成

後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の高齢者で、身体障害者手帳 1～3 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、または療育手帳 A・B 1 判定の方に、医療費の一部（保険診療の自己負担分から一部負担金を控除した額）を助成しています。

対象となる方は、本人および配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計額が 23 万 5 千円未満の方です。ただし、身体障害者手帳 3 級で、内部障害（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）以外の方は、本人、配偶者、扶養義務者及び同一世帯員に市民税の所得割が課せられていない方のみ対象となります。

（3）後期高齢者医療制度

① 運営主体（保険者）

後期高齢者医療制度の運営主体（保険者）は、41 市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合です。広域連合は保険料の決定、資格確認書の発行などを行い、市は後期高齢者医療制度に関する申請や届出の受付け、保険料の徴収などを行っています。

② 被保険者

75 歳以上の方全員と 65～74 歳で一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方が後期高齢者医療制度の被保険者となります。

年間平均被保険者数

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
75 歳以上(人)	39,167	39,680	41,641	43,730	45,498
65～74 歳(人)	862	749	602	490	391
合計(人)	40,029	40,429	42,243	44,220	45,889

③ 保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対し、保険料が賦課されます。

《計算方法》

年間の保険料は、被保険者に均等に賦課される均等割額と前年の所得に応じて賦課される所得割額の合計となります。均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で原則均一となります。

保険料額（年額）＝均等割額＋所得割額（基準総所得金額×所得割率）

年 度	均等割額	所得割率	限度額
令和2・3年	51,371円	10.49%	640,000円
令和4・5年	50,147円	10.28%	660,000円
令和6・7年	52,791円	11.24%	800,000円

《納付方法》

保険料の納付方法は、一定額以上の年金受給者は原則年金からの引き取り（特別徴収）となります。それ以外の方は口座振替や納付書による納付（普通徴収）となります。

《納期》

1年間（4月から翌年3月）の保険料を、普通徴収は7月（第1期）から翌年3月（第9期）の9回に分けて納期限までに納めます。特別徴収は4月（第1期）から翌年2月（第6期）の6回に分けて年金から引き取りします。

後期高齢者保険料収納状況 (現年度決算)

年 度	区 分	調定額(千円)	収納額(千円)	収納率(%)
令和2	特別徴収	2,194,079	2,194,079	100.00
	普通徴収	1,241,665	1,227,737	98.88
	合 計	3,435,744	3,421,816	99.59
令和3	特別徴収	2,217,290	2,217,290	100.00
	普通徴収	1,224,332	1,211,344	98.94
	合 計	3,441,622	3,428,634	99.62
令和4	特別徴収	2,191,913	2,191,913	100.00
	普通徴収	1,367,099	1,352,648	98.94
	合 計	3,559,012	3,544,561	99.59
令和5	特別徴収	2,256,700	2,256,701	100.00
	普通徴収	1,437,472	1,422,243	98.94
	合 計	3,694,172	3,678,944	99.59
令和6	特別徴収	2,488,132	2,488,132	100.00
	普通徴収	1,677,297	1,659,386	98.93
	合 計	4,165,429	4,147,518	99.57

④ 受けられる給付

病気やケガで診療をうけるときは、被保険者証を医療機関等の窓口に提示して、かかった医療費の1割・2割・3割のいずれかを一部負担金として自己負担します。残りは後期高齢者医療制度で負担します。

《その他のおもな給付》

・療養費

医療費などを全額自己負担したときに、一部負担金を除いた額が支給されます。

・高額療養費

1か月の医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた額が支給されます。

対象者には広域連合より申請書が送付されます。申請は初回のみで、2回目以降は登録口座に振り込まれます。

なお、同一の医療機関の窓口でのお支払は月ごとの限度額までとなります。

・高額介護合算療養費

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の年間合計額が高額になったときに、定められた限度額を超えた額が支給されます。

・葬祭費

被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った方（喪主）に、5万円が支給されます。

5 施設への入所措置

環境上及び経済上の理由により家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者に対し、健全な日常生活の確保を図るため、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

養護老人ホームへの入所状況（令和7年4月1日現在）

施 設 名	入所者数（人）
明石愛老園（明石市）	46
高岡園（明石市）	29
鶴林園（加古川市）	26
五色園（洲本市）	1
神港園（神戸市）	3
千山荘（神戸市）	2
楽久園（多可郡）	11
栗栖の荘（たつの市）	8
計	126

6 小学校区別高齢者人口、ひとり暮らし高齢者台帳登録者数

(令和7年4月1日現在)

小学校区名	65歳以上	ひとり暮らし高齢者 台帳登録者数	小学校区名	65歳以上	ひとり暮らし高齢者 台帳登録者数
松が丘	3,420	609	大久保	2,776	246
朝霧	3,470	374	大久保南	1,051	266
人丸	3,999	399	高丘東	1,725	278
中崎	2,039	259	高丘西	3,173	281
明石	2,748	351	山手	2,393	329
大観	2,008	289	谷八木	3,165	213
王子	2,079	306	江井島	3,567	347
林	2,651	301	魚住	2,212	360
藤江	4,040	472	清水	3,929	395
貴崎	1,897	255	錦が丘	3,317	284
花園	2,366	244	錦浦	3,508	397
和坂	2,318	258	二見	2,375	266
鳥羽	2,614	288	二見北	3,858	305
沢池	2,509	262	二見西	2,335	219
			合 計	83,006	8,853

介護保険

介護保険は、元気な人がなるべく介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な状態になっても地域で自立した生活ができるように、高齢者を支える制度です。

介護保険のしくみ

1 保険者

介護保険制度の実施主体（保険者）は、明石市です。

2 被保険者

40歳以上の方が介護保険の被保険者となります。第1号被保険者と第2号被保険者の2種類があり、保険料の額や納付の方法、サービスを受けるための条件が異なります。

(1) 被保険者の種類と介護保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
有資格者	市内に住所を有する65歳以上の方	市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
給付対象者	<input type="radio"/> 要介護1～5の方 <input type="radio"/> 要支援1・2の方	左のうち、初老期の認知症、脳血管疾患などの特定疾病(16種類)が原因である方
保険料負担	市が徴収	医療保険者が医療保険料と併せて徴収
賦課・徴収方法	<input type="radio"/> 所得段階別(16段階)定額保険料 <input type="radio"/> 一定額以上の年金受給者は年金から天引き(特別徴収)、それ以外は口座振替や納付書による納付(普通徴収)	<input type="radio"/> 健康保険、共済組合加入者 ・標準報酬×介護保険料(掛金)率 (事業主負担あり) ・健康保険料(掛金)として一括徴収 <input type="radio"/> 国民健康保険加入者 ・所得割、均等割等に按分(国庫負担あり) ・国民健康保険料として一括徴収

(2) 第1号被保険者保険料収納状況 (単位:千円)

年 度	項 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率 (%)
令和2	普通徴収	374,306	344,301	91.98
	特別徴収	4,684,581	4,684,581	100.00
	合 計	5,058,887	5,028,882	99.41
令和3	普通徴収	419,085	392,867	93.74
	特別徴収	4,664,481	4,664,481	100.00
	合 計	5,083,566	5,057,348	99.48
令和4	普通徴収	430,801	402,193	93.36
	特別徴収	4,666,714	4,666,714	100.00
	合 計	5,097,515	5,068,907	99.44
令和5	普通徴収	451,976	428,361	94.78
	特別徴収	4,650,868	4,650,868	100.00
	合 計	5,102,844	5,079,229	99.54
令和6	普通徴収	518,291	496,184	95.73
	特別徴収	5,026,685	5,026,685	100.00
	合 計	5,544,976	5,522,869	99.60

注) 1. 収納状況は毎年度末の数値です。

2. 調定額、収納額は千円未満の端数切り上げの為合わないときがあります。

3 要介護認定の申請件数及び認定者数・認定率

要介護度は被保険者の申請により、市等からの訪問調査と主治医の意見書に基づき、第三者機関である「明石市介護認定審査会」で審査・判定を行い、保険者（明石市）が決定します。

(1) 申請件数

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
申請件数（件）	9,421	12,748	14,980	11,722	11,894

(2) 要介護等認定者数・認定率

(単位：人)

年度	要 支 援		要 介 護					合 計	認 定 率 (%)
	1	2	1	2	3	4	5		
令和2	2,762	3,177	2,216	2,120	1,753	1,820	1,157	15,005	18.81
令和3	2,861	3,252	2,299	2,146	1,797	1,919	1,124	15,398	19.25
令和4	2,825	3,409	2,324	2,202	1,755	1,948	1,161	15,624	19.50
令和5	3,037	3,568	2,480	2,248	1,874	1,959	1,147	16,313	20.30
令和6	3,137	3,677	2,599	2,304	1,898	1,987	1,102	16,704	20.78

※ 人数は毎年度末の第1号被保険者のうちの要介護等認定者数。

※ 認定率は合計要介護等認定者数を第1号被保険者数で割った数値。

4 介護保険で利用できるサービス

(1) 要支援1・2の認定を受けた方

地域総合支援センター（指定介護予防支援事業所）等が作成する「介護予防サービス計画」に基づき下記の介護予防サービスが利用できます。

※ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度から後述の地域支援事業に移行しました。

■ 介護予防サービス

①介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、利用者のできる範囲で行う入浴を手伝う。
②介護予防訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行う。
③介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士等の専門家が家庭を訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリテーションなどの指導を行う。
④介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。
⑤介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑥介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期入所し、入浴・食事などのサービスや生活機能の維持向上のため機能訓練を受ける。

⑦介護予防短期入所 療養介護	介護老人保健施設等に短期入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑧介護予防特定施設 入居者生活介護	特定施設の指定を受けた有料老人ホームなどで入浴・食事などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑨介護予防福祉用具貸与	歩行器及び歩行補助つえ等を貸与する。
⑩介護予防福祉用具 購入費	入浴または排泄の用等に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑪介護予防住宅改修費	手すりの設置や段差の解消など小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■ 地域密着型介護予防サービス

①介護予防小規模 多機能型居宅介護	デイサービスを中心として、要支援の状態や希望に応じて訪問介護やショートステイを組み合わせ、入浴・食事などの支援を受ける。
②介護予防認知症 対応型通所介護	在宅の認知症の状態にある高齢者がデイサービスセンターに通所し、入浴、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練を受ける。
③介護予防認知症 対応型共同生活介護	認知症の状態にある要支援2の高齢者で、少人数での共同生活を営むことに支障がない人が共同生活を行なながら入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練を受ける。

(2) 要介護1～5の認定を受けた方

指定居宅介護支援事業者が作成する「居宅介護サービス計画」や介護保健施設等での「施設サービス計画」に基づき、下記の居宅サービス等が利用できます。

■ 居宅サービス

①訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の世話をを行う。
②訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、入浴サービスを行う。
③訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、看護(療養上の世話や診療の補助)を行う。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの専門職が家庭を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し療養上の管理や指導を行う。
⑥通所介護	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受ける。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関に通い、リハビリテーションを受ける。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受ける。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。
⑩特定施設入居者 生活介護	特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを受ける。

⑪福祉用具貸与	車椅子や特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
⑫福祉用具購入費	入浴または排泄の用に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑬住宅改修費	手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■ 地域密着型サービス

①小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設への通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの支援や介護を受ける。
②看護小規模多機能型 居宅介護	利用者の状況に応じて、小規模な住居型施設への「通い」、「宿泊」、自宅への「訪問」(介護と看護)などを合わせて支援や介護を受ける。
③定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護職員と看護師が連携し、定期的に訪問を行う。また、利用者の通報により随時訪問する。
④夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーが夜間の定期巡回を行う。また、緊急時に対応できるように随時訪問する。
⑤地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受ける。
⑥認知症対応型 通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
⑦認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活できる住宅で食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
⑧地域密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴・排泄などの介護や健康管理、日常生活上の世話を受ける。
⑨地域密着型特定施設 入居者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受ける。

■ 施設サービス

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、食事・入浴・排泄などの介護や健康管理、日常生活上の世話を受ける。
②介護老人保健施設 (老人保健施設)	病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における、介護、看護及びリハビリテーション、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を受ける。
③介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が入所し、日常的な医学的管理や看護、医学的管理の下に行われる介護やその他必要な日常生活上の世話を受ける。

5 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者すべてに対して介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、一部基準を緩和し、生活援助のみを提供するサービスを実施します。

イ 通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に相当するサービスのほか、リハビリテーション専門職等により短期的・集中的に運動プログラム等を提供するサービスを実施します。

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

フレイル予防や介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、個別相談や介護予防事業への参加につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、団体からの依頼を受けて自治会館や公民館、コミュニティ・センター等で介護予防教室を開催します。また、パンフレット等の作成・配布を行います。

ウ 地域介護予防活動支援事業

自治会館などの身近な場所での体操などを通じた自主グループ活動の支援を行う自主グループ活動支援事業や、元気な高齢者が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供する取組に対して、経費の一部を補助するシニア活動応援事業等を実施します。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が自主グループ活動を支援したり、地域ケア会議へ参画・助言するなど、自立支援に役立つ取組を促す仕組みを構築します。

(2) 包括的支援事業

地域総合支援センター（※）の運営のほか、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの実施、認知症地域支援推進員の配置等）、生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）、在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の研修等）等を実施します。

※地域総合支援センターについては、第6章地域共生社会づくり（地域総合支援センター）を参照

(3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検）のほか、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利

用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業等を実施します。

6 介護給付費の負担

介護保険給付費の負担割合は、以下のとおりです。



注) 施設サービスの負担割合は、国 20%、県 17.5% です。国負担分のうち約 5 % は調整交付金のため、高齢化率、所得状況等により変動します。

7 介護保険事業計画

(1) 計画の趣旨

介護保険事業計画は3か年を1期として、介護保険事業を円滑に推進するため、過去の給付実績などをもとに、計画期間内の介護保険事業におけるサービスの見込量と、その確保の方策について定めています。

(2) 計画期間

2024年度から2026年度までの3年間を第9期の計画期間としています。

(3) 基本理念

「いくつになっても自分らしく地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」を基本理念として、その実現のために次に掲げる施策に基づき、事業を運営します。

《施策》

- ① 地域ネットワークの充実
- ② 適切な介護保険サービスの確保
- ③ 認知症の人や家族等への支援の充実
- ④ 権利擁護の取組みの充実
- ⑤ 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

(4) 日常生活圏域

認知症の人やひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するため、中学校区を日常生活圏域と設定しています。

(5) 事業計画の概要

① 被保険者数

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
第 1 号被保険者(人)	80,241	80,296	80,352
総人口(人)	307,165	307,720	308,275
高齢化率	26.1%	26.1%	26.1%

注)人口推計については、住民基本台帳人口をもとに推計を行いました。

注)高齢化率：総人口に占める 65 歳以上人口の割合です。

② 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
65 歳以上人口	80,241	80,296	80,352
要支援 1	3,072	3,137	3,202
要支援 2	3,521	3,599	3,680
要介護 1	2,476	2,540	2,604
要介護 2	2,304	2,366	2,424
要介護 3	1,922	1,972	2,026
要介護 4	2,001	2,058	2,118
要介護 5	1,283	1,316	1,351
小計	16,579	16,988	17,405

注)各年度 9 月末日現在

③ 介護保険事業費の見込額

(単位：千円)

	2024 年度	2025 年度	2026 年度
標準給付費見込額	24,030,251	24,985,791	25,984,375
保険給付費見込額	22,693,401	23,624,057	24,587,622
総給付費	22,693,401	23,624,057	24,587,622
介護給付費	21,325,278	22,204,347	23,098,117
予防給付費	1,368,123	1,419,710	1,489,505
特定入所者介護サービス費等給付費	566,312	583,302	600,801
高額介護サービス費等給付額	646,790	652,023	667,143
高額医療合算介護サービス費等給付額	98,368	100,759	103,132

	審査支払手数料	25,380	25,650	25,677
	地域支援事業費見込額	1,761,924	1,794,759	1,834,905
	保健福祉事業費見込額	53,305	53,305	53,305

④ サービス利用者数見込 (人)

サービス種類		年度	2024年度	2025年度	2026年度
介護予防サービス	介護予防支援		38,292	38,952	39,720
	介護予防訪問入浴介護		12	12	12
	介護予防訪問看護		8,484	8,616	8,772
	介護予防訪問リハビリテーション		2,328	2,376	2,424
	介護予防居宅療養管理指導		4,044	4,116	4,200
	介護予防通所リハビリテーション		8,424	8,568	8,700
	介護予防短期入所生活介護		480	480	504
	介護予防短期入所療養介護		36	48	48
	介護予防福祉用具貸与		28,728	28,848	29,304
	介護予防住宅改修費		1,008	1,020	1,056
防型地域サービス	介護予防福祉用具購入費		444	456	456
	介護予防特定施設入居者生活介護		2,160	2,520	3,060
	介護予防認知症対応型通所介護		36	36	36
介護密着型サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護		552	576	588
	介護予防認知症対応型共同生活介護		24	24	24
	居宅介護支援		69,852	70,404	72,144
居宅サービス	訪問介護		26,520	26,904	27,984
	訪問入浴介護		1,824	1,860	1,896
	訪問看護		22,116	22,296	22,788
	訪問リハビリテーション		3,720	3,816	3,924
	居宅療養管理指導		26,688	26,712	27,432
	通所介護		28,416	28,956	29,532
	通所リハビリテーション		10,476	10,788	10,992
	短期入所生活介護		7,992	8,196	8,328
	短期入所療養介護		1,296	1,380	1,416
	福祉用具貸与		48,480	49,056	50,244
地域密着型サービス	居宅介護住宅改修費		912	948	972
	居宅介護福祉用具購入費		744	756	768
	特定施設入居者生活介護		6,300	7,200	8,724
	夜間対応型訪問介護		144	144	144
	認知症対応型通所介護		1,092	1,188	1,236
	小規模多機能型居宅介護		2,376	2,544	2,568

	地域密着型通所介護	8,016	8,112	8,376
サ ー 施 設 ス	介護老人福祉施設	14,856	14,904	15,060
	介護老人保健施設	8,364	8,448	8,568
	介護医療院（介護療養型医療施設含む）	660	1,236	1,260